

# 和歌山県教育委員会情報セキュリティ基本方針

## 1 目的

和歌山県教育委員会情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局たる和歌山県教育庁及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「教職員等」という。）並びに部外受託者（県の業務に従事する派遣会社社員、協力会社社員及び業務受託会社社員）等、情報資産を扱う者全員が従うべき、情報セキュリティを確保するための基本的な考え方であり、この基本方針及びこの基本方針を実施するための規程の適用範囲や取扱い、管理体制と組織及び情報セキュリティ対策の基本的な方向性を定めるものである。（情報セキュリティ対策の全体図は、別図のとおりである。）

## 2 適用範囲

基本方針の適用範囲は、以下のとおりとする。

### (1) 組織

和歌山県教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関

### (2) ネットワーク

教育庁が管理する情報通信機器及び通信回線（知事部局が管理するものを除く。）

### (3) 情報システム

組織で使用される校務系情報及び学習系情報を扱うネットワーク、サーバおよび端末で構成された情報を処理する仕組み（クラウドサービスを含む）

### (4) 情報資産

ア ネットワーク及び情報システムの開発、保守及び運用にかかわる全ての文書及び電磁的記録

イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての情報の電磁的記録及びこれらを印刷した文書

## 3 情報資産への脅威

情報資産に対する脅威の発生度合や発生した場合の影響を考慮すると、特に認識すべき脅威は以下のとおりとし、これらに対し情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷、火災、風水害その他災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 災害以外の原因によるサービス及び業務の停止等

## 4 情報セキュリティ対策

情報資産を3で示した脅威から保護するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を講じる。

### (1) 物理的対策

情報システム及びネットワークを設置する施設への不正な立ち入り、並びにネットワーク、情報システム及び情報資産への損傷・妨害等から保護するための物理的な対策を講じる。

### (2) 人的対策

情報セキュリティに関する権限及び責任を定め、教職員等及び部外受託者に基本方針、情報セキュリティに関する法令に関わる内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講じる。

(3) 技術的対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策を講じる。また、情報システム及びネットワークの可用性を確保するために、必要な技術面の対策を講じる。

(4) 運用における対策

情報システムの監視、基本方針及び対策基準（以下「教育情報セキュリティポリシー」という。）の遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するための危機管理対策を講じる。

(5) 業務委託と外部サービスの利用における対策

業務委託を行う場合には、委託事業者との契約時において、情報セキュリティ要件の明記や必要なセキュリティ対策の確保を確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。また、クラウドサービスやソーシャルメディアサービス等の外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

5 対策基準及び実施手順の策定

(1) この基本方針に基づき情報セキュリティ対策を具体的に実施するに当たって、遵守すべき事項及び判断の基準である対策基準を別に策定する。

(2) 教育情報セキュリティポリシーに基づき、個々の情報システムについて具体的な手順等を定めた実施手順（マニュアルを含む。）を別に策定する。

6 情報セキュリティ管理体制・組織

統一的な情報セキュリティを確保するため、管理体制を確立する。

7 情報資産の分類

情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を重要性に応じて分類する。

8 法令等遵守

取り扱う情報資産について、教育情報セキュリティポリシー及び関連する法令その他の規程を遵守し、これに従う。

9 監査・点検

教育情報セキュリティポリシーが遵守されていること及び情報セキュリティ対策が実施されていることを確認するため、定期的に監査及び点検を行う。

10 教育情報セキュリティポリシーの評価・見直し

情報セキュリティを取り巻く状況の変化に迅速に対応するため、情報セキュリティ監査の結果等も踏まえ、教育情報セキュリティポリシーは、定期的に見直し、必要に応じて改正する。

附 則

この基本方針は、平成16年9月28日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成17年3月30日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和6年5月24日から施行する。

別図

